

京 都 大 学 学 術 情 報 メ デ ィ ア セ ン タ ー 利 用 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第10条 大型計算機システムについて、この規程又はこの規程に基づく定めに違反した者その他センターの運営に重大な支障を生じさせた者があるときは、センター長は、その利用承認を取り消し、又は一定期間の利用停止を行うことができる。</p> <p>第11条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が定める。</p>	<p>第10条 (同 左)</p> <p>第11条 総長は、次の各号に掲げる場合には、利用者の同意を得ることなくこの規程を変更できるものとする。</p> <p><u>(1) この規程の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。</u></p> <p><u>(2) この規程の変更が、第2条の目的に反せず、かつ、大型計算機システムの管理運営上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。</u></p> <p><u>2 前項による規程の変更にあたっては、規程の変更をする旨及び変更後の規程の内容並びに変更の効力発生日を、当該効力発生日までに相当な期間において本学ホームページに掲示し、又は利用者に電子メールで通知するものとする。</u></p> <p>第12条 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、令和2年6月1日から施行する。</p>